

重要事項説明書

株式会社康臨丸
訪問看護ステーション和来 こうち

2025.6

指定訪問看護の重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社康臨丸
所在地	愛知県知多郡東浦町森岡字取手 22 番地の 1
代表者名	代表取締役 佐々木 航
電話番号	電話：0562-84-8588 ファックス：0562-84-8589

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション和来 こうち
指定番号	3960190779
所在地	高知県高知市鴨部 1128-1 エールグランツ鴨部 102
電話番号	電話：088-802-6595 ファックス：088-802-6596

3. 事業の目的と運営方針

[事業の目的]

居宅において、主治医が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

[運営の方針]

- 訪問看護ステーション和来 こうち（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 本事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制（2025年6月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者	1名 (看護師兼務)	
看護師	4名 (内1名は 管理者兼務)	
准看護師		
作業療法士		
事務員	1名	

5. 訪問看護の内容

【訪問看護計画の作成】

- 事業所は利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。

【訪問看護の提供】

- (1) 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供、評価し訪問看護報告書を作成します。
- (2) 具体的な訪問看護の内容
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 精神、心理的なサポート
 - ③ 清潔の保持
 - ④ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ⑤ 床ずれの予防・処置
 - ⑥ リハビリテーション
 - ⑦ ターミナルケア
 - ⑧ 認知症患者の看護
 - ⑨ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑩ カテーテル等の管理
 - ⑪ その他医師の指示による医療処置

6. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（国民の休日、12月29日～1月3日は除く） 午前9時から午後6時 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
----------	--

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	高知市全域、土佐市の新居小学校区・高石小学校区・高岡第一小学校区・高岡第二小学校区、いの町の川内小学校区・枝川小学校区・伊野小学校区・伊野南小学校区
------------	--

※実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から10km以内は交通費無料。実施地域以外では、事務所から10kmを越えた地点から、1kmあたり100円で計算。（料金表参照）

8. 利用料

○利用者は、当事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○訪問看護サービスにおいて、日常生活用具、物品、材料費が必要となった場合は実費で徴収します。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月27日に振替えます。（27日が土・日・休日の場合は、その翌日）

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡	1提供あたりの料金100%を請求いたします
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金100%を請求いたします

※ただし、利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり、体調の急変等が生じた場合は、臨時応急の手当てを行うとともに、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様の虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。

12. 相談・苦情対応

本事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順は以下の通りです。

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 連絡先 訪問看護ステーション和来 こうち 電話:088-802-6595 FAX:088-802-6596
- ② 担当者名 管理者 森田 誠
- ③ 受付時間 9:00～18:00
- ④ 担当者不在の場合の対応 電話を受けたスタッフが対応。速やかに担当者へ連絡。

営業時間外は担当者携帯電話へ転送電話で対応。

(2) 苦情を受付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応します。

- ① 苦情原因の把握・・・当日又は時間帯によっては翌日
受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。場合によっては利用者宅を訪問します。また、速やかに解決を図る旨を伝言します。
- ② 検討会の開催
苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。
- ③ 改善の実施
利用者に対し、対応策を説明して同意を得ます。
改善を速やかに実施し、改善状況を確認します。
(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。)
苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介します。(17に記載)
- ④ 解決困難な場合
保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、保険者と協議し国保連への連絡も検討します。

⑤ 再発防止

同様の苦情が起らないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

(3) 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存します。

1 3. 事故発生時の対応

- (1) 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、前項の事故の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存します。
- (3) 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション和来 こうちは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- (1) 個人情報は適正な取得に努めます。
 - (2) 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
 - (3) 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
 - (4) 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには、正確・最新の内容を保ちます。通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
- なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- (5) 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
- ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- (6) 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
 - (7) ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 株式会社康臨丸 訪問看護ステーション和来 こうち 管理者 森田 誠

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施は行っておりません。

1 6. サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。スタッフ及びスタッフの所持品をペットが嘔む・引っ掻くなどあった場合、治療費や修繕費のご相談をさせていただく場合がございます。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真・動画の撮影をする場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙及び飲酒はご遠慮ください。

サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

17. 苦情申し立て窓口

[介護・医療・精神共通]

訪問看護ステーション和来 こうち	Tel : 088-802-6595 Fax : 088-802-6596 担当者名 管理者：森田 誠 ご利用時間 午前 9 時～午後 6 時（月～金） 緊急時は 24 時間 365 日対応可
高知県医療安全相談窓口	Tel : 088-823-9668 ご利用時間 午前 9 時～午後 12 時 午後 1 時～午後 5 時 （月～金）
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	Tel : 088-820-8409 ご利用時間 午前 9 時～午後 4 時（月～金）

[介護・医療]

被保険者の各市町村介護保険課の窓口 ご利用時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（月～金）	高知市 介護保険課 Tel : 088-823-9972 土佐市 長寿政策課（介護保険係） Tel : 088-852-1203 いの町 保険福祉課 Tel : 088-893-3810
---	--

[精神]

被保険者の各市町村障害福祉課の窓口 ご利用時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（月～金）	高知市 健康増進課 Tel : 088-803-8005 土佐市 福祉事務所（相談支援係） Tel : 088-852-1204 いの町 保険福祉課 Tel : 088-893-3810
---	--

以下余白

株式会社康臨丸

訪問看護ステーション和来 こうち

高知県高知市鴨部 1128-1 エールグランツ鴨部 102

管理者 氏名 森田 誠

説明日 年 月 日

説明者 _____

重要事項について説明を受けました。

氏名 _____

代理人氏名 _____

訪問看護料金表(介護保険)

1単位:10円(高知市→その他の地域)

	訪問看護					介護予防訪問看護					
	単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	
訪問看護費	20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円	303	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上60分未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	60分以上90分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士 A 1回あたり20分 ※1	294	2,940円	294円	588円	882円	284	2,840円	284円	568円	852円
	作業療法士 B 1回あたり40分(A×2回)	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円	568	5,680円	568円	1,136円	1,704円
	言語療法士 C 1回あたり60分(A×3回)	793	7,930円	793円	1,586円	2,379円	426	4,260円	426円	852円	1,278円

※1 1日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。

介護予防訪問看護では1日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する。

※2 早朝(午前6時~午後8時)・夜間(午後6時~午後10時)は25%増。深夜(午後10時~午前6時)は50%増。

但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者のみに2回目に降加算される

	単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)		
加算	○サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※1	6	60円	6円	12円	18円	
	○サービス提供体制強化加算 II (1回につき)※2	3	30円	3円	6円	9円	
	○緊急時訪問看護加算 I (月1回)	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	○緊急時訪問看護加算 II (月1回)	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	
	○特別管理加算 I (月1回)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	○特別管理加算 II (月1回)	250	2,500円	250円	500円	750円	
	○ターミナルケア加算(適応時)	2500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
	○長時間訪問看護加算	300	3,000円	300円	600円	900円	
	○複数名訪問加算 I	30分未満	254	2,540円	254円	508円	762円
		30分以上	402	4,020円	402円	804円	1,206円
	○複数名訪問加算 II	看護補助30分未満	201	2,010円	201円	402円	603円
		看護補助30分以上	317	3,170円	317円	634円	951円
	○退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	○初回加算 I	350	3,500円	350円	700円	1,050円	
	○初回加算 II	300	3,000円	300円	600円	900円	
○訪問看護・介護連携強化加算(月1回)	250	2,500円	250円	500円	750円		

※1 勤続7年以上の者が30%以上の場合算定 ※2 勤続3年以上の者が30%以上の場合算定

○印は介護予防にも算定できる加算

◎運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

その他	交通費	実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から10Km以内は交通費無料。実施地域以外では事務所から10Kmを超えた地点から1Kmあたり100円で計算。公共交通機関利用は実費。
		※永眠時の処置代(医療機器の除去、保清、エンゼルメイク、着替え等) 10,000円
		※日常生活用具、物品、材料費は実費とさせていただきます。

◎通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス
-----------	--------------------	--------------------------------------

訪問看護料金表(医療保険・精神)

医療保険		料金	基本利用料(利用者負担金)				
			1割負担	2割負担	3割負担		
精神科訪問看護療養費Ⅰ(1日につき)							
保健師、看護師、作業療法士	週3日目まで	30分以上の場合 30分未満の場合	5,550円 4,250円	555円 425円	1,110円 850円	1,665円 1,275円	
	週4日目以降	30分以上の場合 30分未満の場合	6,550円 5,100円	655円 510円	1,310円 1,020円	1,965円 1,530円	
准看護師	週3日目まで	30分以上の場合 30分未満の場合	5,050円 3,875円	505円 387円	1,010円 774円	1,515円 1,161円	
	週4日目以降	30分以上の場合 30分未満の場合	6,050円 4,720円	605円 472円	1,210円 944円	1,815円 1,416円	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日共同の訪問看護)			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
精神科訪問看護療養費Ⅲ(1日につき) ※1							
保健師、看護師、作業療法士 同一日に二人	週3日目まで	30分以上の場合 30分未満の場合	5,550円 4,250円	555円 425円	1,110円 850円	1,665円 1,275円	
	週4日目以降	30分以上の場合 30分未満の場合	6,550円 5,100円	655円 510円	1,310円 1,020円	1,965円 1,530円	
保健師、看護師、作業療法士 同一日に三人以上	週3日目まで	30分以上の場合 30分未満の場合	2,780円 2,130円	278円 213円	556円 426円	834円 639円	
	週4日目以降	30分以上の場合 30分未満の場合	3,280円 2,550円	328円 255円	656円 510円	984円 765円	
准看護師 同一日に二人	週3日目まで	30分以上の場合 30分未満の場合	5,050円 3,870円	505円 387円	1,010円 774円	1,515円 1,161円	
	週4日目以降	30分以上の場合 30分未満の場合	6,050円 4,720円	605円 472円	1,210円 944円	1,815円 1,416円	
准看護師 同一日に三人以上	週3日目まで	30分以上の場合 30分未満の場合	2,530円 1,940円	253円 194円	506円 388円	759円 582円	
	週4日目以降	30分以上の場合 30分未満の場合	3,030円 2,360円	303円 236円	606円 472円	909円 708円	
精神科訪問看護療養費Ⅳ	外泊時の訪問看護、管理療養費はなし		8,500円	850円	1,700円	2,550円	
管理療養費	1日目		7,670円	767円	1,534円	2,301円	
管理療養費Ⅰ	2日目以降		3,000円	300円	600円	900円	
管理療養費Ⅱ	2日目以降		2,500円	250円	500円	750円	
加算	緊急訪問看護加算	月14日まで(1日につき) 月15日以降(1日につき)	2,650円 2,000円	265円 200円	530円 400円	795円 600円	
	24時間対応体制加算Ⅰ(月1回)		6,800円	680円	1,360円	2,040円	
	24時間対応体制加算Ⅱ(月1回)		6,520円	652円	1,304円	1,956円	
	夜間・早期訪問看護加算 18時～22時/6時～8時		2,100円	210円	420円	630円	
	深夜訪問看護加算 22時～翌6時		4,200円	420円	840円	1,260円	
	複数名訪問看護加算	看護師・作業療法士等	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		准看護師	1日1回	3,800円	380円	760円	1,140円
		1日2回	7,600円	760円	1,520円	2,280円	
		1日3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円	
	看護補助者(週1回)		3,000円	300円	600円	900円	
	長時間訪問看護加算 / 90分を超えた場合(要件により1~3回)		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
	特別管理加算(月1回)	重症度等の高い利用者の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
		上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円	
	乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円	
	幼児加算	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円	
	難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回以上	4,500円 8,000円	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円	
	退院時共同指導加算(適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
在宅患者連携指導加算(適応月/月1回まで)		3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応月/月2回まで)		2,000円	200円	400円	600円		
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円		
精神科重症患者 支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者	8,400円 5,800円	840円 580円	1,680円 1,160円	2,520円 1,740円		
精神科複数回訪問加算(1日に2回)※2		4,500円	450円	900円	1,350円		
精神科複数回訪問加算(1日に3回以上)※2		8,000円	800円	1,600円	2,400円		
情報提供療養費1~3(月1回)		1,500円	150円	300円	450円		
ターミナルケア療養費1(適応時)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
ターミナルケア療養費2(適応時)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)		780円	78円	156円	234円		
訪問看護医療DX情報加算(月1回)		50円	5円	10円	15円		

※1 訪問看護療養費Ⅲは同一建物居住者に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定
 ※2 医療機関が精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する患者である場合に算定

自費での訪問看護利用料金

	訪問看護1時間未満	訪問看護30分未満
平日5:00~22:00	8,800円	5,000円
平日22:00~翌朝5:00	11,000円	6,250円
土日祝日5:00~22:00	9,680円	5,500円
土日祝日22:00~翌朝5:00	11,880円	6,750円
年末年始全日(12/29~1/3)	11,880円	6,750円

※1時間を超過して訪問した場合は上記の金額に30分毎4,400円を加算する。

その他実費費用

死後の処置(医療機器の除去、保清、エンゼルメイク、着替え等)	10,000円
交通費	事務所を起点として概ね10kmまでは無料。 実施地域外で事務所から10kmを超える場合は、1kmあたり100円で計算。